

証券コード 3591
平成25年6月3日

株主各位

京都市南区吉祥院中島町29番地

株式会社ワコールホールディングス
代表取締役社長 塚本能交

第65期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第65期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年6月26日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 平成25年6月27日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 京都市南区吉祥院中島町29番地（JR西大路駅前西入）
当社本社ビル 10階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
 3. 目的事項
 - 報告事項 1. 第65期 (平成24年4月1日から)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第65期 (平成24年4月1日から) 計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 役員賞与支給の件

以上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申しあげます（午前9時より受付を開始いたします。）。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき事項を修正
する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ(<http://www.wacoalholdings.jp/>)に掲載させていただきます。
 3. 本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付はせず、株主総会終了後、
当社ホームページ(<http://www.wacoalholdings.jp/ir/soukai.html>)に掲載させて
いただきます。

報告事項に関する添付書類

事業報告(平成24年4月1日から)
(平成25年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

(a) 事業の状況

当社グループでは3ヵ年中期経営計画（平成22～24年度）の最終年度に入り、主力事業会社である株式会社ワコールを中心に、国内インナーウェア市場におけるシェア拡大と構造改革による収益力向上、海外事業の積極的な展開による成長力強化に取り組みました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の連結業績は、主に米国事業において売上が伸長したことや、昨年4月に子会社化した英国EVEDEN GROUP LIMITED（以下、Eveden社）の業績が加わったことなどにより、全体の売上高は前期を上回りました。利益面では、原価低減や経費削減など効率化が進みましたが、株式会社ピーチ・ジョンの公正価値を再評価した結果、28億52百万円の減損損失を計上した影響もあり、営業利益は前期を下回りました。当社株主に帰属する当期純利益については、投資有価証券の売却及び税金費用の減少などにより、前期を上回りました。

| | | | |
|-----------------|-------------|------|---------|
| ・売上高 | 1,771億54百万円 | (前期比 | 3.1%増) |
| ・営業利益 | 80億99百万円 | (前期比 | 22.0%減) |
| ・税引前当期純利益 | 105億44百万円 | (前期比 | 3.3%増) |
| ・当社株主に帰属する当期純利益 | 76億23百万円 | (前期比 | 10.3%増) |

オペレーティング・セグメントの実績を示すと次のとおりであります。

①ワコール事業（国内）

株式会社ワコールのワコールブランド事業本部につきましては、ボトム商品は苦戦しましたが、主力アイテムのブラジャーは一部のキャンペーン商品や高価格帯のチャネル別ブランドが好調に推移しました。肌着については、他社商品や天候不順の影響もあり前年を下回りました。一方、ショーツはTVCを放映し、店頭での訴求を強化したことなどにより順調に推移しました。これらの結果、ワコールブランド事業本部全体の売上は前期並みとなりました。

ウイングブランド事業本部につきましては、主力アイテムのブラジャーは「からだのエイジング」に基づいた商品が好調に推移したことや、大手得意先との協働商品の展開店舗数が拡大したことなどにより、堅調に推移しました。一方、ボトムは機能商品のスタイルサイエンス商品が苦戦し、低調に推移しました。また、メンズインナーはシーズン商品が苦戦し前年を下回りました。これらの結果、ウイングブランド事業本部全体の売上は前期並みとなりました。

小売事業本部につきましては、直営店「AMPHI（アンフィ）」やアウトレットモールで展開する「ワコールファクトリーストア」は、展開店舗数が増加したことや既存店舗が好調に推移したことにより、売上を伸ばしました。これらの結果、小売事業本部全体の売上は前期を上回りました。

ウェルネス事業部につきましては、スポーツコンディショニングウェア「CW-X（シーダブリューエックス）」ブランドは、スポーツ用タイツが競合品の影響を受けたものの、より機能性を附加した新製品や、大手医薬品メーカーとの共同開発商品が好調に推移しました。これらの結果、ウェルネス事業部全体の売上は前期並みとなりました。

通信販売事業部につきましては、カタログ販売、インターネット販売ともに順調に推移し、全体の売上は前期を上回りました。

このように、主力事業会社ワコールが堅調に推移し、ワコール事業（国内）セグメント全体の売上は前期並みとなりました。また、利益面につきましては、株式会社ワコールの利益率が改善したことなどにより、営業利益は前期を上回りました。

| | | | |
|-------|-------------|------|--------|
| ・売上高 | 1,156億57百万円 | (前期比 | 0.2%減) |
| ・営業利益 | 84億23百万円 | (前期比 | 3.1%増) |

②ワコール事業（海外）

米国事業は主力販売チャネルである百貨店を中心に、シェア向上と商品展開の強化、販売地域やチャネルの拡大に積極的に取り組みました。売上面では、主力アイテムのプラジャーが好調に推移したことや、インターネット販売、カナダ事業が伸長したことにより前期を上回りました。また、利益面では売上の増加に伴い、営業利益は前期を上回りました。なお、当連結会計年度における米ドルの為替換算レートは82円（前期78円）となっております。

中国事業につきましては、商品力の強化と店頭販売員の定着率の改善に取り組みました。売上につきましては、経済成長の減速感や、反日デモの影響などにより成長は鈍化したものの、販売力の向上や店舗数の増加などにより、前期を上回りました。また、中級マーケットに向けたファッショナブルで価格競争力のある新ブランド『LA ROSABELLE（ラ・ロッサベル）』は、北京に2店舗を出店し堅調に推移しました。利益面では原価低減による成果は見られたものの、人件費の増加や反日デモの影響もあり、営業損失となりました。なお、当連結会計年度における中国元の為替換算レートは12円（前期12円）となっております。

| | | | |
|-------|-----------|------|--------|
| ・売上高 | 230億81百万円 | (前期比 | 7.9%増) |
| ・営業利益 | 14億30百万円 | (前期比 | 0.7%減) |

③ピーチ・ジョン事業

主力の通販カタログは、顧客年齢層別の再編成や別冊カタログの送付など受注機会の増加を図りましたが、インナーウェアが昨年度のTVCによる売上拡大の反動を受けたことや、アウターウェアや雑貨が苦戦したこともあり、売上は前期を下回りました。国内直営店は、売れ筋商品の欠品などにより、低調に推移しました。また、海外直営店につきましては、香港では店舗数の増加により売上は前期を上回りましたが、中国の直営店は苦戦しました。これらの結果、ピーチ・ジョン事業セグメント全体の売上は前期を下回りました。利益面では原価低減や経費削減など効率化を図りましたが、売上が減少したことや無形固定資産の減損損失を計上した影響により、営業損失となりました。

| | | |
|-------|-----------|------------------|
| ・売上高 | 119億72百万円 | (前期比 13.5%減) |
| ・営業損失 | 27億1百万円 | (前期は営業利益5億29百万円) |

④その他

株式会社ルシアンにつきましては、主力のインナーウェアを展開するインナー事業部は、大手得意先への納品が低調に推移したことや、アウターウェアを展開するアパレル事業部において、不採算商材の取扱いを終了したことが影響し、ルシアン全体の売上は前期を下回りました。利益面については、アパレル事業部の収益性が改善したことや前年発生した厚生年金基金脱退費用がなくなったことに加え、経費削減が奏功し、営業利益は前期を上回りました。

マネキンの製造販売やレンタル、商業施設の設計や施工を行う株式会社七彩につきましては、物販事業やレンタル事業が、取引先の投資抑制や百貨店閉店の影響で苦戦したものの、内装工事事業が好調に推移したことにより、売上は前期を上回りました。利益面では、経費削減などが奏功し営業利益は前期を上回りました。

Eveden社につきましては、欧州地域の景気低迷や為替の影響などにより、営業利益は当初計画を下回りましたが、売上は英国、北米を中心に順調に拡大し、現地通貨ベースでは計画を上回りました。

| | | |
|-------|-----------|---------------|
| ・売上高 | 264億44百万円 | (前期比 27.2%増) |
| ・営業利益 | 9億47百万円 | (前期比 301.3%増) |

オペレーティング・セグメント情報 (単位 金額：百万円、比率：%)

| | ワコール事業(国内) | ワコール事業(海外) | ピーチ・ジョン事業 | その他の | 計 |
|-----|------------|------------|-----------|--------|---------|
| 売上高 | 115,657 | 23,081 | 11,972 | 26,444 | 177,154 |
| 前期比 | 99.8 | 107.9 | 86.5 | 127.2 | 103.1 |

(注) 1. セグメント情報は、米国財務会計基準審議会会計基準書280「セグメント報告」を適用しております。

2. 各事業の主な製品

| | |
|------------|--|
| ワコール事業(国内) | …インナーウェア(ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー)、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他 |
| ワコール事業(海外) | …インナーウェア(ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー)、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他 |
| ピーチ・ジョン事業 | …インナーウェア(ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー)、アウターウェア、その他繊維関連商品他 |
| その他 | …インナーウェア(ファンデーション・ランジェリー・ナイトウェア・リトルインナー)、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他 |

(b) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、Eveden社の株式取得にあたり、金融機関より120億円の調達を行いました。

その他の増資・社債発行による資金調達はありません。

(c) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資の総額は、32億46百万円であります。これらは、主に、国内子会社における情報システム投資及び所有不動産の維持補修工事に関するものであります。

(d) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

平成24年4月10日にEveden社の発行済株式の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

(単位 金額：百万円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 第62期 | 第63期 | 第64期 | 第65期(当期) |
| | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 |
| 売上高 | 163,548 | 165,548 | 171,897 | 177,154 |
| 営業利益 | 3,829 | 4,401 | 10,377 | 8,099 |
| 当社株主に帰属する当期純利益 | 2,475 | 2,785 | 6,913 | 7,623 |
| 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 | 17円51銭 | 19円73銭 | 49円08銭 | 54円12銭 |
| 総資産 | 222,889 | 215,276 | 221,098 | 253,803 |
| 株主資本 | 171,860 | 167,480 | 171,496 | 185,840 |
| 1株当たり株主資本 | 1,217円15銭 | 1,189円08銭 | 1,217円57銭 | 1,319円47銭 |

- (注) 1. 上記の連結経営指標は米国会計基準に基づく金額であります。このため、経常利益に代えて営業利益を記載しております。
 2. 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
 3. 1株当たり株主資本は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。
 4. 前連結会計年度において、より適正な期間損益を連結計算書類に反映させるため、一部の連結子会社について、従来の決算日から当社の決算日である3月31日に決算日を変更しております。これに伴い、平成22年度以前の数値を組替再表示しております。

②当社の営業成績及び財産の状況の推移

(単位 金額：百万円)

| 区分 | 平成21年度 | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 第62期 | 第63期 | 第64期 | 第65期(当期) |
| | 金額 | 金額 | 金額 | 金額 |
| 営業収益 | 6,968 | 7,662 | 7,874 | 8,705 |
| 経常利益 | 3,106 | 4,000 | 3,981 | 4,571 |
| 当期純利益 | 2,887 | 3,432 | 3,756 | 4,837 |
| 1株当たり当期純利益 | 20円39銭 | 24円30銭 | 26円67銭 | 34円34銭 |
| 総資産 | 146,898 | 146,121 | 146,341 | 174,280 |
| 純資産 | 142,459 | 142,451 | 143,380 | 144,513 |
| 1株当たり純資産額 | 1,006円55銭 | 1,010円29銭 | 1,016円54銭 | 1,024円27銭 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

(3) 対処すべき課題

国内における売上の維持・拡大は、グループの持続的成長を目指す上で不可欠です。国内レディスインナーウェア市場が多様化する中、顧客の消費行動に立脚したチャネルやエリア戦略はますます大きな課題となっています。また、ボリュームゾーンの低価格化にみられるような消費者ニーズの変化に対してもグループの総合力によって的確に対応できる体制を構築していかなければなりません。加えて、国内レディスインナーウェア事業以外に、新たな柱となる事業の育成が必要です。

海外事業はグループ最大の成長エンジンと位置づけており、「世界のワコール」を目指す上で、各地域での事業拡大は非常に重要な課題となります。また、アジア各国の賃金・物価上昇に伴う生産コストの上昇や、生産キャパシティの問題を含め、各国の市場に合わせながら、安定的かつ競争力を持つ商品開発と供給を可能にする生産体制を構築していくことが課題です。

株主の皆様におかれましては、なお一層の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

(4) 主要な事業内容

| オペレーティング・セグメント | 事業内容 |
|----------------|---|
| ワコール事業（国内） | インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売 |
| ワコール事業（海外） | インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売 |
| ピーチ・ジョン事業 | インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、消費者への直接販売及び一部製品の卸売販売 |
| その他 | インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造・卸売販売、マネキン人形の製造・販売、店舗設計・施工他 |

(5) 主要な営業所及び工場

①当社の主要な事業所及び工場

本社（京都府）

②子会社の主要な事業所及び工場

（株）ワコール（京都府）、（株）ピーチ・ジョン（東京都）、（株）ルシアン（京都府）、
九州ワコール製造（株）（長崎県）、（株）七彩（京都府）、（株）トリーカ（大阪府）、
WACOAL INTERNATIONAL CORP.（米国）、WACOAL AMERICA, INC.、
WACOAL EVEDEN LIMITED（英国）、WACOAL FRANCE Société Anonyme、
WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、WACOAL HONG KONG CO., LTD.、
和江留投資股份有限公司（台湾）、華歌爾（中国）時装有限公司

(6) 従業員の状況

①企業集団の従業員

| オペレーティング・セグメントの名称 | 従業員数（名） | 前期末比増減数（名） |
|-------------------|---------|------------|
| ワコール事業（国内） | 7,486 | 257 |
| ワコール事業（海外） | 7,746 | 226 |
| ピーチ・ジョン事業 | 338 | △26 |
| その他の | 3,052 | 1,641 |
| 合計 | 18,622 | 2,098 |

- （注）1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
2. 従業員数には、臨時従業員（派遣社員、パートタイマー及びアルバイトの期中平均雇用人員 1,259名）は含んでおりません。
3. その他セグメントの従業員数が前連結会計年度末と比べて、1,641名増加しましたのは、平成24年4月10日付でEveden社とその子会社を連結子会社化したことなどによるものであります。

②当社の従業員

| 従業員数（名） | 前期末比増減数（名） | 平均年齢（歳） | 平均勤続年数（年） |
|---------|------------|---------|-----------|
| 71 | 2 | 47.1 | 21.0 |

（注）従業員数は、就業人員であります。

(7) 重要な子会社の状況

| 会 社 名 | 所 在 地 | 資本金 | 出資比率 | 主要事業内容 | 摘要 |
|----------------------------|-------------------|-----------------|------------|----------------------------------|-----|
| (株)ワコール | 京都市南区 | 百万円 5,000 | % 100.0 | 衣料品の製造販売 | |
| (株)ピーチ・ジョン | 東京都渋谷区 | 90 | 100.0 | 衣料品の販売 | |
| (株)ルシアン | 京都市南区 | 90 | 100.0 | 衣料品及びその他繊維関連製品の製造販売 | |
| (株)七彩 | 京都市南区 | 498 | 99.0 | マネキン人形及びディスプレイ器具の製造販売 店舗設計・施工 | |
| WACOAL INTERNATIONAL CORP. | 米国ニューヨーク市 | 千USドル 20,000 | 100.0 | 米国子会社への投資 | ※ 1 |
| WACOAL AMERICA, INC. | 米国ニューヨーク市 | 2,062 | 100.0 | 衣料品の製造販売 | ※ 2 |
| WACOAL EVEDEN LIMITED | 英国ノーサンプトン シャー州 | 千ポンド 175 | 100.0 | 子会社への投資 | |
| EVEDEN LIMITED | 英国ノーサンプトン シャー州 | 250 | 100.0 | 衣料品の製造販売 | ※ 3 |

(注)※ 1 WACOAL INTERNATIONAL CORP. は、当社の子会社(株)ワコールが100%出資している会社であります。

※ 2 WACOAL AMERICA, INC. は、WACOAL INTERNATIONAL CORP. が100%出資している会社であります。

※ 3 EVEDEN LIMITEDは、当社の子会社WACOAL EVEDEN LIMITEDが100%出資している会社であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成25年3月31日現在)

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|---------------|----------|
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 6,928百万円 |
| 株式会社京都銀行 | 2,500 |
| 株式会社滋賀銀行 | 1,500 |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 750 |
| 日本生命保険相互会社 | 500 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 500 |

2. 会社の株式に関する事項(平成25年3月31日現在)

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 500,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 143,378,085株 |
| (3) 自己株式数 | 2,533,728株 |
| (4) 株主数 | 16,327名 |
| (5) 大株主の状況 (上位10名) | |

| 株 主 名 | 持 株 数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--|---------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行 | 6,990 | 4.96 |
| 明 治 安 田 生 命 保 險 相 互 会 社 | 6,796 | 4.82 |
| 日 本 生 命 保 險 相 互 会 社 | 5,245 | 3.72 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 5,202 | 3.69 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) | 4,998 | 3.54 |
| 株 式 会 社 京 都 銀 行 | 4,705 | 3.34 |
| ザ バンク オブ ニューヨーク メロン アズ デポジタリー バンク フォー デポジタリー レシート ホルダーズ | 4,387 | 3.11 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) | 3,958 | 2.81 |
| 株 式 会 社 滋 賀 銀 行 | 3,646 | 2.58 |
| 岡 田 美 佳 | 3,382 | 2.40 |

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、自己株式2,533,728株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に取締役が有する新株予約権の状況

| 発行決議日 | 第1回新株予約権 (平成20年7月30日取締役会) | 第3回新株予約権 (平成21年7月30日取締役会) |
|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 30個（3名） | 29個（3名） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式数 (新株予約権1個につき1,000株) | 30,000株 (新株予約権1個につき1,000株) | 29,000株 (新株予約権1個につき1,000株) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 |
| 権利行使期間 | 平成20年9月2日から 平成40年9月1日まで | 平成21年9月2日から 平成41年9月1日まで |
| 対象者 | 当社の取締役（社外取締役は除く） | 当社の取締役（社外取締役は除く） |

| 発行決議日 | 第5回新株予約権 (平成22年7月30日取締役会) | 第7回新株予約権 (平成23年7月29日取締役会) |
|--------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 35個（4名） | 48個（5名） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式数 (新株予約権1個につき1,000株) | 35,000株 (新株予約権1個につき1,000株) | 48,000株 (新株予約権1個につき1,000株) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 | 1株当たり 1円 |
| 権利行使期間 | 平成22年9月2日から 平成42年9月1日まで | 平成23年9月2日から 平成43年9月1日まで |
| 対象者 | 当社の取締役（社外取締役は除く） | 当社の取締役（社外取締役は除く） |

| | |
|------------------|-------------------------------|
| 発行決議日 | 第9回新株予約権 (平成24年7月31日取締役会) |
| 新株予約権の数 | 53個（5名） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式数 | 53,000株 (新株予約権1個につき1,000株) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 |
| 権利行使期間 | 平成24年9月4日から 平成44年9月3日まで |
| 対象者 | 当社の取締役（社外取締役は除く） |

(2) 当事業年度中に子会社の役員に交付した新株予約権の状況

| | |
|------------------|-------------------------------|
| 発行決議日 | 第10回新株予約権 (平成24年7月31日取締役会) |
| 新株予約権の数 | 14個（4名） |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 |
| 新株予約権の目的となる株式数 | 14,000株 (新株予約権1個につき1,000株) |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり 1円 |
| 権利行使期間 | 平成24年9月4日から 平成44年9月3日まで |
| 対象者 | (株)ワコールの取締役 |

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成25年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---------|---------|--|
| 代表取締役社長 | 塚 本 能 交 | 株式会社ワコール代表取締役会長 WACOAL EVEDEN LIMITED取締役会長 株式会社ピーチ・ジョン代表取締役会長兼社長 WACOAL INTERNATIONAL CORP. 取締役会長 WACOAL AMERICA, INC. 取締役会長 |
| 取締役副社長 | 川 中 英 男 | 経営改革担当 株式会社ワコール取締役副会長 |
| 専務取締役 | 大 谷 郁 夫 | グループ管理統括担当兼経営企画部長 和江留投資股份有限公司董事長 |
| 取 締 役 | 安 原 弘 展 | 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 |
| 取 締 役 | 井 出 雄 三 | 国際担当 株式会社ワコール取締役専務執行役員国際本部長 WACOAL FRANCE S. A. 取締役社長 WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD. 取締役会長 華歌爾（中国）時装有限公司董事長 |
| 取 締 役 | 尾 崎 譲 | 矢崎總業株式会社顧問 富士急行株式会社社外取締役 キッコーマン株式会社社外取締役 |
| 取 締 役 | 池 田 守 男 | 株式会社資生堂相談役 学校法人東洋英和女学院理事長・院長 公益認定等委員会委員長 旭化成株式会社社外取締役 株式会社三越伊勢丹ホールディングス社外取締役 学校法人資生堂学園理事長 |
| 取 締 役 | 堀 場 厚 | 株式会社堀場製作所代表取締役会長兼社長 株式会社堀場エステック代表取締役社長 株式会社ロック・フィールド社外取締役 |
| 常勤監査役 | 山 本 三 雄 | 株式会社ワコール監査役 |
| 常勤監査役 | 中 村 友 紀 | |
| 監 査 役 | 片 柳 彰 | 三菱UFJニコス株式会社特別顧問 |
| 監 査 役 | 久 田 友 春 | 公認会計士 |
| 監 査 役 | 竹 村 葉 子 | 弁護士 株式会社ADEKA社外監査役 |

- (注) 1. 取締役尾崎 譲氏、池田守男氏、堀場 厚氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役片柳 彰氏、久田友春氏、竹村葉子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外役員の重要な兼職先と当社との間には、記載すべき特別な関係はありません。
4. 常勤監査役中村友紀氏は、長年に亘り当社経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5. 監査役久田友春氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
6. 社外取締役尾崎 譲氏、池田守男氏、堀場 厚氏及び社外監査役片柳 彰氏、久田友春氏、竹村葉子氏は、東京証券取引所及び大阪証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 取締役池田守男氏は、平成25年5月20日をもって逝去のため退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 9名 317百万円（うち社外 3名 26百万円）

監査役 6名 51百万円（うち社外 3名 21百万円）

- (注) 1. なお、当事業年度末現在の取締役は8名（うち社外3名）、監査役は5名（うち社外3名）であります。上記の取締役及び監査役の員数と相違しておりますのは、平成24年6月28日開催の第64期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれているためであります。
2. なお、報酬等の額には、以下のものが含まれております。
・本定時株主総会において決議予定の役員賞与54百万円（社外取締役を除く取締役5名 54百万円）
・ストック・オプションによる報酬額42百万円（社外取締役を除く取締役5名 42百万円）

(3) 社外取締役及び社外監査役の主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-----|------|---|
| 取締役 | 尾崎謙 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に出席し、財務・中国事業に関する深い知識と経験及び幅広い社会的識見に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 池田守男 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち11回に出席し、海外事業及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。 |
| 取締役 | 堀場厚 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち11回に出席し、海外事業及び経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 片柳彰 | 当事業年度開催の取締役会14回のうち13回に、また監査役会15回のうち13回に出席し、経営全般に関する深い知識と経験に基づいて、議案・審議について必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 久田友春 | 当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回の全てに出席し、主に公認会計士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。 |
| 監査役 | 竹村葉子 | 当事業年度開催の取締役会14回の全てに、また監査役会15回のうち14回に出席し、主に弁護士としての経験や専門的見地から、議案・審議について必要な発言を行っております。 |

(注) 取締役池田守男氏は、平成25年5月20日をもって逝去のため退任いたしました。

(4) 責任限定契約に関する事項

当社は、平成17年6月29日開催の第57期定時株主総会及び平成18年6月29日開催の第58期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が社外取締役及び社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は社外取締役及び社外監査役の全員と会社法第427条第1項の任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 140,000千円 |
| 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 167,680千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法等に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうちWACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EVEDEN LIMITED、EVEDEN LIMITEDは、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である子会社の内部統制関連コンサルティング業務等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合の他、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合及び公序良俗に反する行為を行った場合、監査役会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査役会規則に則り「会計監査人の解任又は不再任」を監査役全員の同意にて行うか、又は株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

①取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社及びワコールグループの取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「役員、従業員の倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
- ・取締役は、ワコールグループ全体における企業倫理の遵守と浸透を率先して行います。
- ・コンプライアンス体制を整備し、当社及びワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題を検討するため、当社に代表取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置しています。事務局は法務・コンプライアンス部が担当し、企業倫理の浸透と啓蒙を図ります。
- ・当社及びワコールグループの取締役・使用人が「役員、従業員の倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告する体制を確立しています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。
- ・当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めるとともに、危機管理上の行動基準として、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを「危機管理マニュアル」に定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役会の承認の下、文書管理規程を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとします。以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。
株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする書類等、その他文書管理規程に定める文書
- ・前項各号に定める文書の保管期間は10年間とします。保管場所は文書管理規程に定めるところによりますが、取締役または監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・グループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、管理担当取締役を委員長としてリスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
- ・リスク管理体制の基礎として、リスク管理委員会は取締役会の承認の下、リスク管理規程を定めています。リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
- ・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告を行います。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は独立社外取締役とします。
- ・取締役・使用人が共有するグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
- ・グループ各社の業績は月次単位で把握し、取締役会へ報告します。また、四半期毎に四半期業績確認会を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討し、必要に応じて目標の見直しを行います。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・グループ会社管理規程を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
- ・グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
- ・監査室はコンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めて、グループ会社の内部監査を実施します。その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して業務の適正を確保する体制構築のための指導・助言を行います。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、監査役会事務局及び監査役補助者を設置しています。
- ・監査役補助者の任命・評価・人事異動・懲戒は監査役の意見を徴集し、これを尊重します。

**⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び
その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・取締役または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
 - グループ経営会議に付議された事項
 - グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 月次、四半期の経営状況
 - 内部監査結果
 - 重大な法令・定款違反
 - 内部通報制度への通報の状況
 - 上記の他重要な事項
- ・監査役の過半数は独立社外監査役とし、経営の透明性・中立性を高めます。
- ・監査役は監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を要求することができます。
- ・監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資による企業価値の向上を図りながら、1株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としています。内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆様への還元を図らせていただきたいと考えています。また、自己株式の取得を機動的に行って、資本効率の向上と株主の皆様への還元を図ってまいります。

当事業年度の期末配当金につきましては、上記の基本方針等を勘案し、当社定款の規定に基づき、平成25年5月14日開催の取締役会にて1株当たり28円、効力発生日を平成25年6月4日とする決議をいたしました。

(3) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

①基本方針の内容

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インティメートアパレル市場において長年にわたって培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランド力、(ii)中長期的視野に立った人間科学研究の成果に基づく高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii)優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャネルの取引先との密接な人的関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社のビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客からの信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

②取組みの具体的な内容

- ・会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(企業価値向上のための取組み)

当社は、更なる企業価値の向上に向けた中長期的戦略を実行するために平成17年に持株会社体制に移行し、中期経営計画や各年度の経営方針の下、国内及び海外での事業拡大をM&Aの実施も含めて推進するとともに、収益性の改善に努め、企業価値ひいては株主共同の利益

の確保・向上に取り組んでまいりました。

当社は、今後も引き続き、上記①記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の“美しくありたい”という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、搖るぎの無い企業ブランド「ワコール」を築き上げるべく、(i) グループ各社の連携によるワコールグループの総合力の強化、(ii) 国内・海外における事業の拡大と収益性の維持・改善、(iii) グループとしての経営体制の強化、(iv) CSRの遂行(コンプライアンスの徹底、IR活動、社会貢献活動等)の4項目を柱として、企業価値の向上に向けた事業運営に取り組んでいきます。

(コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み)

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

当社では、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおりの機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。

当社の取締役会は、平成25年3月31日現在、取締役8名で構成され、経営方針、経営戦略等の重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役8名のうち、3名は独立性の高い社外取締役とし、経営・事業に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は1年間とし、当社経営陣の株主の皆様に対する経営責任を一層明確化しております。さらに、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、平成25年3月31日現在、監査役5名で構成され、うち3名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

なお、当社は、上記社外取締役3名及び社外監査役3名全員を、独立役員と指定して東京証券取引所及び大阪証券取引所に届け出ております。

当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行っております。

さらに、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会議」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っており、同じく「グループ経営会議」の傘下に設置する「グループ戦略会議」においては、「グループ経営会議」の出席者に加えて国内・海外の主要事業会社の責任者が参加し、経営課題の共有と重要事項の検討を行なっています。

この他に、全社委員会として、「企業倫理委員会」「情報開示委員会」「リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

- ・基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、平成21年6月26日開催の定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針を決定し、同日開催の当社取締役会において具体的な対応策を決定しこれを更新（これらは平成18年6月29日新規導入）しました。これらはいずれもその有効期間が約3年間の経過をもって満了したので、当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において、所要の変更を加えた上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針（以下「本買収防衛策基本方針」といいます。）の内容を決定するための議案のご承認をいただき、同日開催の当社取締役会において、本買収防衛策基本方針に基づく具体的な対応策（以下「本プラン」といいます。）を決定しこれを更新しました。

本プランは、当社の株券等に対する買付若しくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われた際、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）と協議・交渉等を行うこと等を可能とするものであり、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

本プランは、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付、又は(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する買付等を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、買付等の内容の検討に必要な情報及び当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報、当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）等が、当社の業務執行を行う経営陣から独立した3名の委員から構成される独立委員会に提供され、その評価、検討を経るものとします。独立委員会は、必要に応じて、外部専門家等の助言を独自に得た上、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、(A)買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は(B)買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、当該買付等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である等、本プランに定める要件のいずれかに該当し、かつ、新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施を決議し、別途定められる割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき新株予約権2個を上限として別途定められる割合で、新株予約権を無償で割り当てます。また、独立委員会は、買付者等による買付等が上記(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対してその旨勧告することができます。この場合、当社取締役会は、原則として、実務上可能な限り最短の期間で株主総会が開催できるように速やかに株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案を付議します。

上記の新株予約権は、1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会又は株主総会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等一定の者（以下「非適格者」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに当該新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、上記新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する取締役会決議又は株主総会決議が行われた場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、本買収防衛策基本方針の有効期間と同様に、平成24年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本買収防衛策基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは、速やかに変更後の本買収防衛策基本方針に従うよう変更又は廃止されることとなります。また、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

株主の皆様には、新株予約権無償割当てが実施されない限り、直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランに従い新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が新株予約権行使の手続を行わないとその保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

③上記②の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

本プランは、上記②記載のとおり、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させる目的をもって導入されたものであり、上記①記載の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、有効期間が約3年間と定められた上、取締役会の決議により又は株主総会における本買収防衛策基本方針の廃止の決議の結果、いつでも廃止できるとされるなど株主意思を重視するものであること、その内容として合理的な客観的要件が設定されこれが充足されなければ新株予約権の無償割当ては実施されないものとしていること、独立性の高い社外者によって構成される独立委員会が設置されており、本プランによる新株予約権無償割当ての実施に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|----------------|---------|--------------|---------|
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 流動資産 | 103,218 | 流動負債 | 50,610 |
| 現金及び現金同等物 | 24,860 | 短期借入金 | 16,259 |
| 定期預金 | 1,914 | 支払手形 | 1,442 |
| 有価証券 | 4,601 | 買掛金 | 10,859 |
| 売掛債権 | 23,443 | 未払金 | 6,069 |
| 返品調整引当金及び貸倒引当金 | △ 1,872 | 未払給料及び賞与 | 6,897 |
| たな卸資産 | 37,807 | 未払税金 | 4,479 |
| 繰延税金資産 | 4,821 | 一年以内返済予定長期債務 | 898 |
| その他流動資産 | 7,644 | その他流動負債 | 3,707 |
| 有形固定資産 | 49,660 | 固定負債 | 15,189 |
| 土地 | 21,945 | 長期債務 | 1,518 |
| 建物及び構築物 | 61,455 | 退職給付引当金 | 1,802 |
| 機械装置及び工具器具備品等 | 15,076 | 繰延税金負債 | 10,181 |
| 建設仮勘定 | 136 | その他の | 1,688 |
| 減価償却累計額 | △48,952 | 負債合計 | 65,799 |
| その他資産 | 100,925 | 資本の部 | |
| 関連会社投資 | 17,599 | 資本金 | 13,260 |
| 投資 | 42,368 | 資本剰余金 | 29,514 |
| のれん | 20,148 | 利益剰余金 | 145,049 |
| その他の無形固定資産 | 12,817 | その他の包括損益累計額 | 909 |
| 前払年金費用 | 1,400 | 為替換算調整勘定 | △ 6,473 |
| 繰延税金資産 | 1,085 | 未実現有価証券評価益 | 9,310 |
| その他の | 5,508 | 年金債務調整勘定 | △ 1,928 |
| 資産合計 | 253,803 | 自己株式 | △ 2,892 |
| | | 株主資本合計 | 185,840 |
| | | 非支配持分 | 2,164 |
| | | 資本合計 | 188,004 |
| | | 負債及び資本合計 | 253,803 |

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

連結損益計算書

(平成24年4月1日から)

(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|--|---------|---------|
| 売 土 高 | | 177,154 |
| 営 業 費 用 | | |
| 売 上 原 価 | 83,334 | |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 82,869 | |
| のれん及びその他の無形固定資産減損損失 | 2,852 | 169,055 |
| 営 業 利 益 | | 8,099 |
| その他の収益・費用(△) | | |
| 受 取 利 息 | 82 | |
| 支 払 利 息 | △ 159 | |
| 受 取 配 当 金 | 789 | |
| 有価証券・投資有価証券売却損益(純額) | 2,208 | |
| 有価証券・投資有価証券評価損益(純額) | △ 325 | |
| そ の 他 の 損 益 (純 額) | △ 150 | 2,445 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | 10,544 |
| 法 人 税 等 | | |
| 当 期 税 額 | 6,521 | |
| 繰 延 税 額 | △ 2,872 | 3,649 |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益 | | 6,895 |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 益 | | 939 |
| 当 期 純 利 益 | | 7,834 |
| 非 支 配 持 分 帰 属 損 益 | | △ 211 |
| 当 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 | | 7,623 |

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

連結株主持分計算書

(平成24年4月1日から)

(平成25年3月31日まで)

(単位 株式数：千株、金額：百万円)

| | 資本の部 | | | | | | | | |
|------------------------------|-------------|--------|-----------|-----------|---------------------|--------|------------|-----------|---------|
| | 社外流通 株式数 | 資本金 | 資本 剰余金 | 利益 剰余金 | その他の 包括損益 累計額 | 自己株式 | 株主資本 合計 | 非支配 持分 | 資本合計 |
| 平成24年3月31日現在 | 140,851 | 13,260 | 29,447 | 141,370 | △9,695 | △2,886 | 171,496 | 1,932 | 173,428 |
| 当期純利益 | | | | 7,623 | | | 7,623 | 211 | 7,834 |
| その他の包括利益 | | | | | | | | | |
| 為替換算調整勘定 | | | | | 4,443 | | 4,443 | 80 | 4,523 |
| 未実現有価証券評価益 | | | | | 5,113 | | 5,113 | 9 | 5,122 |
| 年金債務調整勘定 | | | | | 1,048 | | 1,048 | | 1,048 |
| 当社株主への現金配当 (1株当たり 28.00円) | | | | △3,944 | | | △3,944 | | △3,944 |
| 非支配持分への現金配当 | | | | | | | | △ 95 | △ 95 |
| 自己株式の取得 | △ 11 | | | | | △ 10 | △ 10 | | △ 10 |
| 自己株式の売却 | 1 | | | | | 1 | 1 | | 1 |
| ストックオプションの付与及び行使 | 3 | | 50 | | | 3 | 53 | | 53 |
| 新規子会社の取得 | | | | | | | | 208 | 208 |
| 当社持分比率変動による減少 | | | 17 | | | | 17 | △ 181 | △ 164 |
| 平成25年3月31日残高 | 140,844 | 13,260 | 29,514 | 145,049 | 909 | △2,892 | 185,840 | 2,164 | 188,004 |

記載金額は、百万円未満を四捨五入にて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結計算書類の作成基準

当連結計算書類は、会社計算規則第120条の2第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 59社

(2) 主要な連結子会社 (株)ワコール、(株)ピーチ・ジョン、(株)ルシアン、九州ワコール製造株、(株)七彩、(株)トリーカ、WACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL AMERICA, INC.、WACOAL EVEDEN LIMITED、WACOAL FRANCE Société Anonyme、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、WACOAL HONG KONG CO., LTD.、和江留投資股份有限公司、華歌爾（中国）時装有限公司

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社の数 9社

(2) 主要な関連会社 (株)新栄ワコール、台湾華歌爾股份有限公司、THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券及び投資

米国財務会計基準審議会会計基準書320「投資—負債及び持分証券」の規定に準拠して、市場性のある有価証券及び投資を「売却可能有価証券」、「トレーディング有価証券」及び「満期保有目的有価証券」に分類しております。「売却可能有価証券」及び「トレーディング有価証券」は公正価値により評価しており、「満期保有目的有価証券」は償却原価により評価しております。これらの売却損益は移動平均法による取得原価に基づいて算出しております。

また、市場性のない有価証券の評価基準及び評価方法は移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

製品・商品及び仕掛品については主として総平均法、原材料については先入先出法により、いずれも低価法で評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却方法

有形固定資産の減価償却方法は、主として定率法によっております。

無形資産の減価償却方法は、定額法によっております。なお、米国財務会計基準審議会会計基準書350「無形資産—のれん及びその他」に準拠し、耐用年数が確定できないものについては、償却を行わずに少なくとも年1回の減損テストを実施しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ①貸 倒 引 当 金 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ②返品調整引当金 売上高と戻り高の対応関係を明確にするため、過去の返品率等を勘案し、将来の返品に伴う損失予想額を計上しております。
- ③退職給付引当金 米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に準拠し、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ①リース取引 米国財務会計基準審議会会計基準書840「リース」の規定に準拠して、キャピタルリースについてはリース物件の公正価値で資産計上し、それに対応する未払債務を計上しております。
- ②消費税等の会計処理 税抜方式によっております。
- ③連結子会社の事業年度に関する事項 国内の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。海外の連結子会社の決算日は、WACOAL HONG KONG CO., LTD. 他23社を除いて連結決算日と一致しております。WACOAL HONG KONG CO., LTD. 他23社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、決算日現在の財務諸表を使用しております。これらの連結子会社の決算日と連結決算日である3月31日との差異期間に発生した、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事象は適切に調整されております。

(連結貸借対照表に関する注記)

担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

| | |
|------------|-----------|
| 土地 | 888 百万円 |
| 建物 | 638 百万円 |
| 機械装置及び工具器具 | 30 百万円 |
| 計 | 1,556 百万円 |

②担保に係る債務

| | |
|------------------------|---------|
| 短期借入金（一年以内返済予定長期借入金含む） | 55 百万円 |
| 長期債務（長期借入金） | 324 百万円 |
| 計 | 379 百万円 |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資の資金運用については一定の条件と制限を設けて投資適格範囲を定め、安全性を重視した運用をしております。資金調達については、必要が生じた場合には銀行借入により調達いたします。デリバティブは、外貨建て取引における為替変動リスクや借入金の金利変動リスク及び保有する株式の株価変動リスクを回避するために利用する場合がありますが投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券及び投資における売却可能証券は、主に債券や投資信託及び株式であります。これらは市場価格の変動リスクがあり、定期的に公正価値の把握を実施しております。

売掛債権である受取手形及び売掛金の顧客信用リスクは、当社の管理規程に従ってリスク低減を図っております。

借入金については、事業拡大及び運転資金のための資金調達であり、長期借入金については金利変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用してております。

買掛債務や未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引における具体的な対象や範囲を定めた当社の取扱規程に従って行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

公正価値の見積りは、当該金融商品に関連した市場価格情報及びその契約内容を基礎として期末の一点で見積もられたものであります。これらの見積りは実質的に当社が行っており、不確実性及び見積りに重要な影響を及ぼす当社の判断を含んでおります。このため、想定している前提条件の変更により上記の見積り公正価値は重要な影響を受ける可能性があります。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(4) 信用リスクの集中

当社グループの事業は、主として日本的小売業界における多数の取引先に対する婦人下着の販売によって構成されており、その取引先には大手の百貨店、量販店及びその他の一般小売店等が含まれます。連結子会社を含めたイオングループに対する売上実績は、平成25年3月期では当社グループの売上高の約9.1%を占めます。なお、取引先1社で売上高の10%以上を構成する販売先はありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における連結貸借対照表価額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは取得原価で計上しており、次表には含めておりません（（注2）を参照ください。）。

（単位：百万円）

| | 連結貸借対照表価額（＊） | 時価（＊） | 差額 |
|---------------|--------------|----------|-------|
| (1) 現金及び現金同等物 | 24,860 | 24,860 | — |
| (2) 定期預金 | 1,914 | 1,914 | — |
| (3) 売掛債権 | 23,443 | 23,443 | — |
| (4) 有価証券及び投資 | 45,604 | 45,607 | △ 3 |
| (5) 関連会社投資 | 10,787 | 8,650 | 2,137 |
| (6) 短期借入金 | △ 16,259 | △ 16,259 | — |
| (7) 支払手形及び買掛金 | △ 12,301 | △ 12,301 | — |
| (8) 未払金 | △ 6,069 | △ 6,069 | — |
| (9) 未払税金 | △ 4,479 | △ 4,479 | — |
| (10) 長期借入金 | △ 2,416 | △ 2,416 | — |
| (11) デリバティブ取引 | 22 | 22 | — |

（＊）負債に計上されているものについては、△で示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合については、△で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び現金同等物、（2）定期預金、（3）売掛債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資

国債及び株式の公正価値は、十分な取引量と頻度のある活発な市場における未調整の公表価格により評価しております。また、社債の公正価値については、金融機関等により評価された市場価格に基づく評価額を使用しております。

なお、有価証券及び投資は売却可能有価証券、トレーディング有価証券及び満期保有目的有価証券として保有しております、これに関する連結貸借対照表価額と取得原価との差額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| | 種類 | 取得原価又は償却原価 | 連結貸借対照表価額 | 差額 |
|---|----------|------------|-----------|--------|
| 連結貸借対照表 価額が取得原価 又は償却原価を 超えるもの | (1) 株式 | 23,765 | 40,369 | 16,604 |
| | (2) 債券 | | | |
| | ① 国債・地方債 | 10 | 10 | 0 |
| | ② 社債 | 200 | 200 | 0 |
| | ③ 投資信託 | 2,234 | 2,607 | 373 |
| | 小計 | 26,209 | 43,186 | 16,977 |
| 連結貸借対照表 価額が取得原価 又は償却原価を 超えないもの | (1) 株式 | 162 | 157 | △ 5 |
| | (2) 債券 | | | |
| | ① 国債・地方債 | — | — | — |
| | ② 社債 | 1,291 | 1,282 | △ 9 |
| | ③ 投資信託 | 981 | 979 | △ 2 |
| | 小計 | 2,434 | 2,418 | △ 16 |
| 合計 | | 28,643 | 45,604 | 16,961 |

(5) 関連会社投資

関連会社投資の公正価値は、十分な取引量と頻度のある活発な市場における未調整の公表価格により評価しております。

また、連結貸借対照表価額は、持分法による会計処理を行っております。

(6) 短期借入金、(7) 支払手形及び買掛金、(8) 未払金、(9) 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

当社グループの長期借入金の公正価値は、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用し、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。

(11) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、為替予約及び金利スワップであり、公正価値については先物為替レート及び市場金利を使用した見積りによっております。なお、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

市場性のない有価証券への投資（連結貸借対照表価額1,365百万円）は、公正価値を容易に算定することができないため取得原価で計上しております。また、時価のない関連会社投資（連結貸借対照表価額6,812百万円）については、時価のある関連会社投資と同様に持分法による会計処理を行っております。これらの投資については、毎年あるいは必要となる事象が生じた場合に、一時的でない減損についての判定を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定

(単位：百万円)

| | 1年以内 | 5年以内 |
|------------|------|-------|
| 売却可能有価証券 | 466 | 2,216 |
| 満期保有目的有価証券 | — | 294 |
| 合計 | 466 | 2,510 |

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|---------------------------------|-----------|
| 1株当たり株主資本 | 1,319円47銭 |
| 1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 | 54円12銭 |
| 潜在株式調整後 1株当たり当社株主に 帰属する当期純利益 | 54円04銭 |

(企業結合に関する注記)

当社は、平成24年4月10日に、海外市場での事業拡大を目的として、英国や米国等で広く女性用インナーウェア、水着の製造販売を行うEVEDEN GROUP LIMITED（以下、Eveden社）の全株式を、Eveden社の長期債務の返済資金2,581百万円、優先株式の取得3,597百万円も含めて19,961百万円（152百万ポンド）で取得し、100%子会社化いたしました。Eveden社の買収は、当社グループにとってグローバル化への加速に大きく寄与するものであります。将来的には、両社の販売ルート、技術、経営ノウハウ、ブランド力を相互に有効に活用することでターゲット顧客層の拡大が図れるなど、大きな相乗効果が期待できます。

当社は、平成24年4月1日よりEveden社を連結しておりますが、平成24年4月1日から平成24年4月10日までの同社の業績及び財政状態の変動の影響は軽微であります。なお、同社の決算日は12月31日であるため、当連結会計年度には、同社の平成24年4月1日から平成24年12月31日までの経営成績のみを含んでおります。

当該企業結合に関連して発生した費用は456百万円であり、そのうち411百万円は前連結会計年度にすでに計上済みであります。当第1四半期連結会計期間に発生した45百万円は、四半期連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含めております。

Eveden社の投資価額を配分した結果、のれん10,662百万円とブランド5,499百万円を認識しましたが、これらは連結貸借対照表において、のれんとその他の無形固定資産に分類されております。のれんについては税務上損金とはなりません。ブランドについては20年から25年の見積耐用年数にわたって償却を行います。

なお、平成25年3月28日にEveden社は清算を結了しており、当社はその分配として同社の100%子会社であるWACOAL EVEDEN LIMITEDの株式を取得しております。当該取引による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

(その他の注記)

㈱ピーチ・ジョンののれん、顧客関係及び商標権（その他の無形固定資産として計上）について、当連結会計年度末時点で再評価を行い、それぞれ1,197百万円、68百万円及び1,587百万円を「のれん及びその他の無形固定資産減損損失」として計上しております。

貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|-----------|---------|-------------------------|---------|
| 科 目 | 金額 | 科 目 | 金額 |
| 流動資産 | 15,934 | 流動負債 | 28,241 |
| 現金及び預金 | 9,160 | 短期借入金 | 10,927 |
| 有価証券 | 465 | 一年以内返済予定長期借入金 | 633 |
| 繰延税金資産 | 288 | 関係会社短期借入金 | 16,154 |
| 関係会社短期貸付金 | 1,392 | 未 払 金 | 344 |
| 未 収 金 | 3,746 | 未 払 費 用 | 15 |
| そ の 他 | 880 | 未 払 法 人 税 等 | 10 |
| 固定資産 | 158,346 | 賞 与 引 当 金 | 78 |
| 有形固定資産 | 36,583 | 役 員 賞 与 引 当 金 | 54 |
| 建 物 | 16,189 | そ の 他 | 23 |
| 構 築 物 | 312 | 固 定 負 債 | 1,524 |
| 工具、器具及び備品 | 1,580 | 長 期 借 入 金 | 1,116 |
| 土 地 | 18,488 | そ の 他 | 407 |
| 建 設 仮 勘 定 | 13 | 負 債 合 計 | 29,766 |
| 無形固定資産 | 587 | 純 資 産 の 部 | |
| 借 地 権 | 585 | 株 主 資 本 | 144,250 |
| そ の 他 | 2 | 資 本 金 | 13,260 |
| 投資その他の資産 | 121,174 | 資 本 剰 余 金 | 29,294 |
| 投資有価証券 | 3,632 | 資 本 準 備 金 | 29,294 |
| 関係会社株式 | 115,459 | 利 益 剰 余 金 | 104,588 |
| 関係会社長期貸付金 | 1,400 | 利 益 準 備 金 | 3,315 |
| 繰延税金資産 | 92 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 101,273 |
| そ の 他 | 590 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 2,079 |
| 資 产 合 計 | 174,280 | 別 途 積 立 金 | 90,000 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 9,194 |
| | | 自 己 株 式 | △ 2,891 |
| | | 評 価・換 算 差 額 等 | 13 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 13 |
| | | 新 株 予 約 権 | 249 |
| | | 純 資 産 合 計 | 144,513 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 174,280 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成24年4月1日から)

(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | | 金 額 | |
|-----------------------|-------|-----|-------|
| 営 業 収 益 | | | |
| 賃 貸 収 入 | 4,001 | | |
| 配 当 金 収 入 | 4,409 | | |
| そ の 他 | 294 | | 8,705 |
| 営 業 費 用 | | | |
| 賃 貸 原 価 | 1,937 | | 1,937 |
| 営 業 総 利 益 | | | 6,767 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,900 | | 1,900 |
| 営 業 利 益 | | | 4,866 |
| 営 業 外 収 益 | | | |
| 受 取 利 息 | 129 | | |
| 受 取 配 当 金 | 20 | | |
| そ の 他 | 14 | | 164 |
| 営 業 外 費 用 | | | |
| 支 払 利 息 | 99 | | |
| 為 替 差 損 | 354 | | |
| そ の 他 | 6 | | 459 |
| 経 常 利 益 | | | 4,571 |
| 特 别 損 失 | | | |
| 固 定 資 産 除 売 却 損 | 2 | | 2 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | | | 4,568 |
| 法 人 税 等 | | | |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | △ 3 | | |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △ 266 | | △ 269 |
| 当 期 純 利 益 | | | 4,837 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年4月1日から)

(平成25年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | | 自己株式 | 株主資本合計 | | |
|-------------------------|--------|--------|----------|-------|--------|--------|-----------|--------|-----------|--------|--|--|
| | 資本準備金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | | | | 固定資産圧縮積立金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金合計 | | | |
| | | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 固定資産 | 別途積立金 | | | | | | | |
| 平成24年4月1日 期首残高 | 13,260 | 29,294 | 3,315 | 2,149 | 90,000 | 8,229 | 103,694 | △2,886 | 143,362 | | | |
| 事業年度中の変動額 | | | | △ 70 | | 70 | — | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | △ 70 | | 70 | — | | | | | |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | | | | △3,943 | △3,943 | | △3,943 | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | | | | 4,837 | 4,837 | | 4,837 | | | |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | △ 9 | △ 9 | | | |
| 自己株式の処分 | | | | | | | | 0 | 0 | | | |
| 新株予約権の行使 | | | | | | △ 0 | △ 0 | 3 | 3 | | | |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | — | — | — | △ 70 | — | 964 | 893 | △ 5 | 888 | | | |
| 平成25年3月31日 期末残高 | 13,260 | 29,294 | 3,315 | 2,079 | 90,000 | 9,194 | 104,588 | △2,891 | 144,250 | | | |

| | 評価・換算差額等 | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|--------------|-------|---------|
| | その他有価証券評価差額金 | | |
| 平成24年4月1日 期首残高 | △ 181 | 199 | 143,380 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | — |
| 剩 余 金 の 配 当 | | | △3,943 |
| 当 期 純 利 益 | | | 4,837 |
| 自己株式の取得 | | | △ 9 |
| 自己株式の処分 | | | 0 |
| 新株予約権の行使 | | △ 3 | 0 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 195 | 53 | 248 |
| 事業年度中の変動額合計 | 195 | 50 | 1,133 |
| 平成25年3月31日 期末残高 | 13 | 249 | 144,513 |

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは期末決算日の市場価格等に基づく時価法、また時価のないものは移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額金は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産の減価償却の方法

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～50年 |
| 工具器具備品 | 2～20年 |

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後の取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産の減価償却の方法

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
(2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) リース取引の処理方法 ファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
(2) 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

1. 貸借対照表

前事業年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収金」は、金額的に重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「未収金」は328百万円であります。

2. 損益計算書

前事業年度まで営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「為替差損」は、金額的に重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記しました。

なお、前事業年度の「為替差損」は46百万円であります。

(貸借対照表に関する注記)

| | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 29, 576百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 5, 136百万円 |
| 関係会社に対する長期金銭債権 | 1, 400百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 16, 226百万円 |
| 3. 保証債務 | |

他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。

華歌爾（中国）時装有限公司 429百万円

(損益計算書に関する注記)

| | |
|------------------|-----------|
| 関係会社に対する売上高 | 8, 529百万円 |
| 関係会社とのその他の営業取引高 | 74百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引高 | 148百万円 |

(株主資本等変動計算書に関する注記)

| | |
|---------------------------|----------------|
| 1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 | |
| 普通株式 | 143, 378, 085株 |
| 2. 当事業年度の末日における自己株式の数 | |
| 普通株式 | 2, 533, 728株 |
| 3. 当事業年度中に行った剩余金の配当に関する事項 | |

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり配当額 (円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 平成24年5月15日 取締役会 | 普通株式 | 3, 943 | 28. 00 | 平成24年3月31日 | 平成24年6月5日 |

4. 当事業年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|------------|-----------|
| 平成25年5月14日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 3, 943 | 28. 00 | 平成25年3月31日 | 平成25年6月4日 |

5. 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

| | 第1回 平成20年7月30日 取締役会決議分 | 第2回 平成20年7月30日 取締役会決議分 | 第3回 平成21年7月30日 取締役会決議分 | 第4回 平成21年7月30日 取締役会決議分 |
|------------|------------------------------|-------------------------------|------------------------------|------------------------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 30,000株 | 14,000株 | 29,000株 | 14,000株 |
| 新株予約権の残高 | 30個 | 14個 | 29個 | 14個 |
| | 第5回 平成22年7月30日 取締役会決議分 | 第6回 平成22年7月30日 取締役会決議分 | 第7回 平成23年7月29日 取締役会決議分 | 第8回 平成23年7月29日 取締役会決議分 |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 | 普通株式 |
| 目的となる株式の数 | 35,000株 | 11,000株 | 48,000株 | 21,000株 |
| 新株予約権の残高 | 35個 | 11個 | 48個 | 21個 |
| | 第9回 平成24年7月31日 取締役会決議分 | 第10回 平成24年7月31日 取締役会決議分 | | |
| 目的となる株式の種類 | 普通株式 | 普通株式 | | |
| 目的となる株式の数 | 53,000株 | 14,000株 | | |
| 新株予約権の残高 | 53個 | 14個 | | |

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

| | |
|---------------|-----------|
| 関係会社株式評価損 | 1,743百万円 |
| 賞与引当金 | 29百万円 |
| 減価償却超過額及び減損損失 | 885百万円 |
| 繰越欠損金 | 568百万円 |
| その他の | 260百万円 |
| 繰延税金資産小計 | 3,488百万円 |
| 評価性引当額 | △1,955百万円 |
| 繰延税金資産合計 | 1,533百万円 |

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

| | |
|-----------|----------|
| 固定資産圧縮積立金 | 1,151百万円 |
| その他の | 0百万円 |
| 繰延税金負債合計 | 1,151百万円 |
| 繰延税金資産の純額 | 381百万円 |

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の被所有割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(百万円) | 科目 | 期末残高(百万円) |
|-----|----------------------------|---------------|------------------------------------|--------------------------|-----------|-----------|-----------|
| 子会社 | 株ワコール | 所有 直接100 | 株式の保有 役員の兼任 経営指導 動産・不動産賃貸 | 資金の借入 (注1) | 13,426 | 関係会社短期借入金 | 14,926 |
| | | | | 利息の支払 (注1) | 26 | — | — |
| | | | | 配当の受取 | 4,100 | — | — |
| | | | | 動産・不動産賃貸 (注2) | 2,956 | — | — |
| | | | | 経営指導料 (注3) | 289 | — | — |
| 子会社 | 株ルシアン | 所有 直接100 | 株式の保有 役員の兼任 | 資金の返済 (注4) | 1,077 | 関係会社短期貸付金 | 622 |
| | | | | 利息の受取 (注4) | | 関係会社長期貸付金 | 1,400 |
| | | | | 未収金 | 43 | 未収金 | 12 |
| 子会社 | EVEDEN GROUP LIMITED | なし | なし | 資金の貸付 (注4) | 6,177 | — | — |
| | | | | 利息の受取 (注4) | 67 | — | — |
| | | | | 清算による 残余財産の分配 (注6) | 6,778 | 未収金 | 3,729 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)資金の借入・利息の支払については、市場金利を勘案して決定しております。

(注2)価格その他の取引条件は、市場実態を勘案して価格交渉の上で決定しております。

(注3)経営指導料については、毎期交渉の上、決定しております。

(注4)資金の貸付・利息の受取については、市場金利を勘案して決定しております。

(注5)取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(注6)清算結了に伴い、EVEDEN GROUP LIMITEDの100%子会社であるWACOAL EVEDEN LIMITEDの株式と子会社の債権の分配を受けております。

(1株当たり情報に関する注記)

| | |
|-------------------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 1,024円27銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 34円34銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 34円28銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

株式会社 ワコールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村文彦印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佃弘一郎印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下井田晶代印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求める。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条の2第1項後段の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年5月15日

株式会社 ワコールホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 木村文彦印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佃弘一郎印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 下井田晶代印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ワコールホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主持分計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年5月23日

株式会社 ワコールホールディングス 監査役会

常勤監査役 山本三雄印

常勤監査役 中村友紀印

監査役 片柳彰印

監査役 久田友春印

監査役 竹村葉子印

(注) 監査役片柳彰、久田友春及び竹村葉子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役塚本能交氏、川中英男氏、大谷郁夫氏、安原弘展氏、井出雄三氏、尾崎 譲氏、堀場 厚氏の7名は本総会終結の時をもって任期満了となります。

また、取締役池田守男氏は、平成25年5月20日に逝去されました。

つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の有する 当社の株式数 |
|-------|---|---|-------------------|
| 1 | つか もと よし かた 塚 本 能 交 (昭和23年1月29日生) | 昭和47年4月 当社入社 昭和52年11月 当社取締役 昭和56年11月 当社常務取締役 昭和59年9月 当社取締役副社長 昭和59年9月 当社代表取締役（現任） 昭和62年6月 当社取締役社長（現任） 平成14年6月 当社執行役員 平成17年10月 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 平成23年4月 同社代表取締役会長（現任） 平成24年12月 株式会社ピーチ・ジョン代表取締役会長 兼社長（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ワコール代表取締役会長 WACOAL EVEDEN LIMITED取締役会長 株式会社ピーチ・ジョン代表取締役会長兼社長 WACOAL INTERNATIONAL CORP. 取締役会長 WACOAL AMERICA, INC. 取締役会長 | 1,354,136株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 |
|-------|----------------------------|--|---------------|
| 2 | 川中英男 (昭和17年6月25日生) | <p>昭和40年4月 株式会社伊勢丹入社</p> <p>平成4年6月 同社取締役松戸店長</p> <p>平成5年7月 株式会社J R西日本伊勢丹代表取締役社長</p> <p>平成13年6月 オムロン株式会社執行役員常務 経営総務室長</p> <p>平成16年6月 株式会社松坂屋代表取締役専務 営業統括本部長</p> <p>平成19年6月 当社顧問</p> <p>平成19年6月 当社専務取締役</p> <p>平成19年11月 株式会社ワコール取締役専務執行役員</p> <p>平成20年4月 同社取締役副社長執行役員</p> <p>平成21年6月 当社取締役副社長経営改革担当（現任）</p> <p>平成23年6月 株式会社ピーチ・ジョン代表取締役会長 兼社長</p> <p>平成23年4月 株式会社ワコール取締役副会長</p> | 13,000株 |
| 3 | やすはらひろのぶ (昭和26年12月28日生) | <p>昭和50年3月 当社入社</p> <p>平成8年9月 廣東華歌爾時装有限公司副總經理</p> <p>平成9年4月 華歌爾（中国）時装有限公司總經理</p> <p>平成16年4月 当社ウイングブランド事業本部 企画商品グループ長</p> <p>平成17年4月 当社執行役員ウイングブランド事業本部長</p> <p>平成18年4月 株式会社ワコール常務執行役員同本部長</p> <p>平成18年6月 同社取締役常務執行役員同本部長</p> <p>平成20年4月 同社取締役専務執行役員同本部長</p> <p>平成21年8月 同社取締役専務執行役員同本部長 兼株式会社ルシアン代表取締役会長</p> <p>平成22年4月 株式会社ワコール取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長</p> <p>平成23年4月 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 (現任)</p> <p>平成23年6月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員</p> | 7,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 |
|-------|---|---|---------------|
| 4 | おお たに いく お 大 谷 郁 夫 (昭和28年11月20日生) | <p>昭和51年3月 当社入社</p> <p>平成16年6月 当社執行役員経営管理部長</p> <p>平成18年6月 株式会社ワコール取締役執行役員・ 経営管理担当</p> <p>平成20年4月 同社取締役執行役員・総合企画室長</p> <p>平成22年4月 同社取締役執行役員・経理担当 兼当社経営企画部長</p> <p>平成22年6月 当社取締役グループ管理統括担当 兼経営企画部長</p> <p>平成23年6月 当社常務取締役グループ管理統括担当 兼経営企画部長</p> <p>平成24年6月 当社専務取締役グループ管理統括担当 兼経営企画部長</p> <p>平成25年4月 当社専務取締役 グループ管理統括担当（現任） (重要な兼職の状況) 和江留投資股份有限公司董事長</p> | 9,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|--|---------------|
| 5 | 井出雄三 (昭和29年9月24日生) | <p>昭和52年4月 当社入社</p> <p>平成13年4月 WACOAL AMERICA, INC. 取締役副会長</p> <p>平成18年4月 株式会社ワコール執行役員</p> <p>平成20年4月 同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長</p> <p>平成22年4月 同社取締役専務執行役員 ウイングブランド事業本部長</p> <p>平成24年4月 同社取締役専務執行役員 国際本部長（現任）</p> <p>平成24年6月 当社取締役国際担当（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ワコール取締役専務執行役員国際本部長 WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD. 取締役会長 華歌爾（中国）時装有限公司董事長</p> | 4,000株 |
| 6 | 尾崎茂る (昭和10年5月20日生) | <p>平成3年6月 国税庁長官</p> <p>平成4年6月 大蔵事務次官</p> <p>平成6年5月 国民金融公庫総裁</p> <p>平成11年10月 国民生活金融公庫総裁</p> <p>平成15年2月 矢崎総業株式会社顧問（現任）</p> <p>平成15年7月 当社顧問</p> <p>平成17年6月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況) 矢崎総業株式会社顧問 富士急行株式会社社外取締役 キッコーマン株式会社社外取締役</p> | 0株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 候補者の有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------|--|---------------|
| 7 | 堀 場 厚 (昭和23年2月5日生) | <p>昭和47年9月 株式会社堀場製作所入社</p> <p>昭和57年6月 同社取締役海外本部長</p> <p>昭和63年6月 同社専務取締役営業本部長</p> <p>平成4年1月 同社代表取締役社長</p> <p>平成17年6月 同社代表取締役会長兼社長（現任）</p> <p>平成20年6月 当社取締役（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>株式会社堀場製作所代表取締役会長兼社長</p> <p>株式会社堀場エステック代表取締役社長</p> <p>株式会社ロック・フィールド社外取締役</p> | 3,000株 |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 尾崎 譲氏、堀場 厚氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役の候補者であります。

3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由及び当該社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について

①尾崎 譲氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は金融行政をはじめとして豊富なキャリアと専門的な知識を有されており、その経験を当社の経営の透明性、客観性の向上にいかしていただきたいためであります。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって、8年となります。

②堀場 厚氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は国内及び海外事業展開において経営者として豊富な経験と見識を有されており、その強い指導力と知識を当社の海外事業展開強化にいかしていただきたいためであります。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって、5年となります。

(2) 社外取締役候補者が過去5年間に他の会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該会社において不当な業務執行が行われた事実、並びに当該候補者がその事実の発生予防及び発生後の対応として行った行為について

・堀場 厚氏が代表取締役会長兼社長である株式会社堀場製作所は、官公庁発注の大気常時監視自動計測器（大気汚染監視装置）についての入札において、独占禁止法に違反する行為を行っていたとして、平成20年11月12日付で公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令（合計3,706万円）を受けております。

(3) 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役がその期待される役割を十分に發揮できるように、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者尾崎 譲氏、堀場 厚氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。

本総会において、尾崎 譲氏、堀場 厚氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は各氏との間にて当該責任限定契約を継続する予定であります。

社外取締役との責任限定契約の概要は次のとおりであります。

・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役竹村葉子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 候補者の有する 当社の株式数 |
|---------------------------------------|--|-------------------|
| たけ むら よう こ 竹 村 葉 子 (昭和27年4月7日生) | 平成2年4月 弁護士登録（東京弁護士会） 三宅・今井・池田法律事務所入所 平成9年1月 同法律事務所パートナー（現任） 平成17年6月 当社社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社ADEKA社外監査役 | 13,000株 |

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹村葉子氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
3. 竹村葉子氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての専門的な知識、経験を有しております、平成17年6月に社外監査役に就任以来、当社の監査体制の充実に貢献していただいていることから、社外監査役候補者とするものであります。

なお、同氏は、過去に社外監査役となること以外の方法で、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

4. 竹村葉子氏は、現在当社の社外監査役であり、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって、8年となります。

5. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外監査役候補者竹村葉子氏との間で当該責任限定契約を締結しております。

本総会において、竹村葉子氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間に当該責任限定契約を継続する予定であります。

社外監査役との責任限定契約の概要は次のとおりであります。

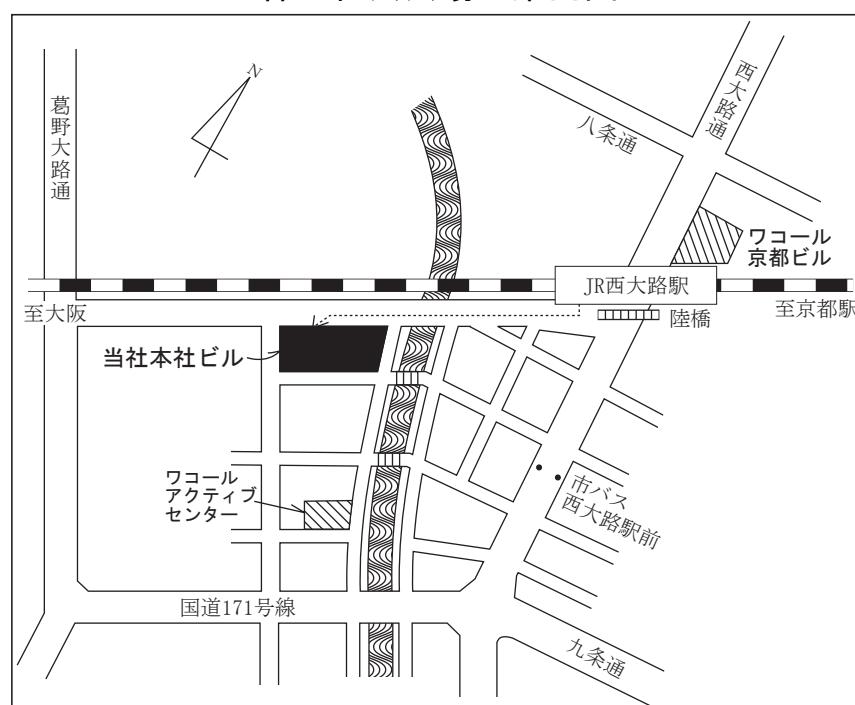
- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないとき限りとする。

第3号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点の取締役のうち、社外取締役を除く5名に対し、当事業年度の業績等を勘案して役員賞与総額5,400万円を支給することいたしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内図



JR西大路駅前西入 徒歩3分
駐車スペースがございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

